

中間利息控除について

－「部会資料50」の第1の3についての意見－

高 須 順 一

第1 私の見解

部会資料50の6頁に記載された考え方（損害賠償額の算定に当たって中間利息控除を行う場合の割合を予め明文化するとの考え方）に反対である。

とりわけ、現行の民法404条の法定利率である年5パーセントをもって固定するとの考え方は、今回、法定利率自体を変動制に改め、かつ、現下の経済状況を勘案し、年3パーセントとする旨の提案と相反するものであり、合理性を欠くのみならず、実態を反映しない利率をもって中間利息控除を認める取扱いを民法が明文をもって追認することとなり、これが不法行為の被害者の救済を害するのみならず、損害保険実務の適正、公正な実施を困難とし、損害保険会社の本来的なコンプライアンスに関する重大な疑義を生じさせることは明らかである。部会資料指摘の考え方は、企業の健全な発展の見地からも到底、容認することはできないと解する。

第2 意見の理由

- 1 私は、平成23年12月27日に開催された当部会の第3分科会第1回会議において、「中間利息控除の規律について」と題する意見書を提出させていただいた。そこにおいて、私は、およそ以下のような意見を述べている。

法定利率の場面で、別途、利息超過損害の賠償を認めるか否か、それとの関係において、法定利率について政策的に市場金利よりも高率のものとするか否かに関して、どのような解決を図るにせよ、中間利息控除については市場金利との直接的な関係性を考慮し、市場金利と同一の金利を基準とすべきである。

その場合、市場金利については、いかなる指標に基づくとしても時的経過により変動する現状にあるので、中間利息控除の基準となる利率の決定にあたって、その点を考慮する必要がある。つまり、利率の変動の可能性を認めるべきである。

た　　し、中間利息控除においては、将来の一定時期までの間の市場金利を現時点において把握するという本来的には不可能な作業であるため、合理的な想定値を設けることしか対応の方法がない。そこで、想定値の算出方法を合理的なものとするルールを明文化することをもって、現実的な規律とすべきである。

2 上記分科会における議論では、中間利息控除について格別の規定を設けることには慎重意見が多く出され、私もそれが分科会における基本的方向性であると認識していた。慎重論の根拠は、中間利息控除は、交通事故を中心とする不法行為における逸失利益の算定に関わる問題であり、今回の改正の対象領域との関係では、抜本的な検討を行うことは困難であるというところにある。私もこの点について必ずしも異論を唱えるものではない。

しかし、今回の部会資料50における提案は、中間利息控除について、積極的に現在の取扱いを法制度化するという考え方に言及するものであり、分科会における上記議論とは全く異質のものである。今回の改正において抜本的検討を加えないということと、現在の中間利息控除の取扱いを明文化して新たに法条文として追認するということとは自ずと別である。とりわけ、部会資料では、中間利息控除の利率を5パーセントとする考え方も併せ示されているが、実際の市場金利との乖離が著しい状況下において、年5パーセントの利率によって中間利息控除を行うことを民法が明文で認め、この取扱いを固定化することには以下のような重大な問題がある。

3 中間利息控除を法定利率以上の高額利率により行うことの問題点

(1) 理論上の問題点

中間利息控除は、交通事故等の事案において逸失利益を算定する際に、長期間にわたり収受するはずの利益を賠償金により現時点で一括して受領する以上、その賠償金を運用することにより得られる利益分は控除するのが当事者間における損害賠償額の決定にあたり妥当であるとの考え方に基づくものである。したがって、将来利益の現在価値への換算を行うための調整規律であり、その限りにおいて損害賠償額の減額が許容されるのである。そして、その具体的な利率について法定利率によることが実務的取扱いとして認められてきたのである。

以上を前提とした場合、今回、法定利率を年5パーセントとすることが現下の経済状況と乖離しているとの立法事実が確認され、3パーセントという具体的な数字を示したうえで改正内容が提示されている以上、中間利息控除のみについて年5パーセントを維持する理論的根拠は、もはや存しないといわなければならない。

(2) 被害者救済上の問題点

将来利益の現在価値への換算という制度趣旨を超えて、より高額な金額控除を損害賠償額から行うことは、結局のところ、不法行為被害者の救済を制限す

ることになる。合理的根拠を欠く賠償額の減額を明文をもって正当化することは困難と思料する。

(3) 企業のコンプライアンス上の問題点

のみならず、このような取扱いは損害賠償金を給付する損害保険会社の健全な発展を害するものである。企業経営におけるコンプライアンスの重要性は多言を要しないところである。そして、この場合のコンプライアンスとは、単なる法令遵守にとどまるものではなく、広く社会的要請に適應することであると理解するのが一般的になっている（郷原信郎氏が主張する、「フルセット・コンプライアンス論」などがその典型である）。適正かつ公正な企業活動の遂行の重要性が指摘されているのである。もし、今回の部会資料のような考え方を立法化し、損害保険会社がこれを実践するとなると、それは本来の中間利息控除の趣旨に反する取扱いを中間利息控除の名の下に行うことを意味する。このような取扱いは社会的要請に反する事態であり、最終的には社会的批判を受けることが想定される。

したがって、中間利息控除はその本来の趣旨に則ってなされるべきであり、それに反する取扱いは、たとえ民法が明文化をもって擁護したとしても企業コンプライアンス上の疑義を招来する結果となることを憂慮すべきである。

4 まとめ

今回の部会資料の補足説明によれば、「中間利息控除を行うべきかどうかは引き続き解釈運用に委ねることを前提として、仮に中間利息控除を行うとした場合に用いるべき割合を定める規定を設けるという考え方を取り上げ、その当否を問うている。」と記載される。中間利息控除の適用を排除する実務的取扱いを許容するとの説明であるが、現在の実務において中間利息控除を行うことなく、妥当な損害賠償額を算定することは簡単なことではない。具体的な訴訟において、中間利息控除の利率が合理性を欠くとして、裁判所が中間利息控除をせずに損害賠償に関する判決を言い渡すことには相当の困難が伴うものと思料される。本来的には中間利息控除について妥当な法理を構築することが重要である。仮に現時点でそれが困難であるとしたら、当面は明文化を断念し実際の運用に委ねるべきである。

したがって、中間利息控除において合理性を欠く利率をもって明文化することは、いくら将来の不法行為法改正までの間の暫定的措置とはいえ、およそ現実性を欠く方針と思料する次第である。

以上